

I 指定介護老人福祉施設 事業計画

運営方針

「利用者一人ひとりの尊厳を守り、地域の皆さまと共にノーマライゼーションの実現を図る」という運営理念及び方針に則った安全で安心した日常生活を送れるよう、「報」「連」「相」を基本に職員同士および各部門間での情報共有を図り、利用者それぞれの心身の状態に合った個別的処遇を目指し、介護サービスを提供する。また、専門職としての資質の向上、職務上の固有技術を向上させ、介護力の一定水準への引き上げを目指した研修体制を整備したい。また、入所希望者(家族)についても、検討委員会等を適宜開催し、ニーズに応じて行きたい。

重点事項

- (1) 不祥事防止、不適切事案の予防対策
職業倫理と使命の理解を図るための職員研修
相互の協力と内部検証を図るための体制の見直し
- (2) 地域との交流及び連携
近隣の住民に対する施設行事への招待、ボランティア、実習生、職場体験等の受入や地域の自治会や幼稚園、小学校等との交流を積極的に行なう。また、災害時の避難所になることから、合同の炊き出し訓練や避難所生活訓練に取り組むたい。
- (3) リスクマネジメントー感染症、防災・災害時対応
台風、地震、火災等の災害に備えた避難及び防火訓練を全施設的に年2回実施(内1回は消防署立会いのもと)するとともに、災害時の行動マニュアルや感染症予防対策のためのマニュアルを策定する。
- (4) 家族との交流
定期的に家族との連絡会・交流会を持ち、当施設のサービス内容等について、利用者や家族に十分説明を行うとともに、意見交換を通してニーズの把握や誤解や錯誤から生じる苦情を未然に防止する。また、相談窓口を明らかにし、苦情の申出や相談に対して的確にかつ迅速な対応を行いたい。

A. 利用者に対する介護サービス

- (1) 介護サービス計画
利用者それぞれの身体及び精神的な状態を把握した上で、利用者本人やその家族のニーズを勘案した計画を作成し、次のとおり適正で効果的なサービスの提供に努める。
 - a) 個人情報の保護、プライバシーの保障された「5つのゼロと4つの自立支援」を目指した科学的介護の実践
 - * 5つのゼロ：おむつゼロ、骨折ゼロ、胃ろうゼロ、拘束ゼロ、褥瘡ゼロ
 - * 4つの自立支援：認知症ケア、リハビリテーション、口腔ケア、看取りケア
 - b) 室温・湿度、採光、空間除菌等にも配慮した居室の提供
 - c) 終末期介護サービス（看取り介護）の提供

B. 生活支援サービス

施設が第二の家、家庭となるよう衣食住全般について支援を行う

(1) 食事の提供

「食事は健康の源」と考え、利用者の嗜好や体調等に配慮した食事の提供を行う。毎日の食事が楽しみとなるよう、地域性や季節感を大切に、旬の素材をメニューに取り入れた食事を提供する。行事食については以下のとおりである。

月別 行事食計画

	入所者誕生会にて	その他行事食
4月	握り寿司 等	花見弁当
5月	鯛めし	5日：端午の節句（柏餅）
6月	豆ご飯・鮎の塩焼き・赤だし等	昼食：お好み焼き
7月	揚げたて天麩羅 等	7日：七夕（七夕素麺） 30日：土用の丑の日（鰻料理）
8月	デコレーション寿司	昼食：焼きそば
9月	松花堂弁当・赤だし 等	15日：十五夜（月見団子） 19日：敬老の日（赤飯） 23日：秋分の日（おはぎ）
10月	お造り バイキング	秋祭り：魚寿司 31日：ハロウィン（南瓜のおやつ）
11月	鍋パーティー	昼食：焼きそば
12月	赤飯・お造り 等	21日：冬至（南瓜） 24日：クリスマス（チキン料理） 31日：年越しそば
1月	握り寿司 等	元旦：おせち料理・お屠蘇・（1~3日：雑煮） 7日：七草粥 11日：鏡開き（ぜんざい）
2月	鍋パーティー	3日：節分（恵方巻）
3月	赤飯・お造り・吸い物 等	3日：雛祭り寿司・甘酒 21日：春分の日（ぼた餅）

- ・手作りおやつ（週3~4回）：蒸しパン・プリン類・スイートポテト・甘酒等
- ・料理クラブ（月1回）：ホットケーキ・ドーナツ・団子等

(2) 居住環境・施設の設備

快適な居室づくりのため施設内の整理整頓、清潔等に留意すると共に、利用者個人のライフスタイルを尊重した居室整備・環境整備を進める。また、園庭や廊下や食堂等共有スペースも安心・安全の思想に彩られた空間を演出し、快適な生活が送れるよう整備する。

(3) 介護器具・用具の整備

ねたきりや経管の利用者の増加に伴い、身体的機能面に配慮した車椅子や電動ベッド等の介護器具・用具を導入し、安心快適な生活の保障に努めたい。

C. 共同・団体生活支援サービス

共同・団体生活がより豊かになるよう健康管理を徹底し、運動や行事、趣味活動等に取り組む。

(1) 行事、教養娯楽

季節毎の風物詩としての行事を行う、あるいは利用者ニーズに沿ったイベントなどの機会を増やし、日々の生活にメリハリと楽しみを持たせるよう工夫する。

特に、地域の協力や連携を積極的に進めて行きたい。

- a ボランティア等の受入：アニマルセラピー・フラワーアレンジメント、獅子舞い、太鼓
- b 学童・生徒の見学・交流(随時)

行事計画

	家族参加行事	定例行事	外 出
4月	家族交流会	・誕生会	・桜見物
5月		・誕生会	・バラ、藤の見物等
6月		・誕生会	
7月	・夕涼み会／家族交流会	・誕生会（七夕）	
8月		・誕生会	
9月	・敬老会／家族交流会	・誕生会	
10月		・誕生会（運動会）	
11月		・誕生会	・紅葉見物
12月	・餅つき／家族交流会	・誕生会（クリスマス会）	
1月		・誕生会	・初詣
2月		・誕生会（節分）	
3月		・誕生会（雛まつり）	

(2) 健康管理

年2回の健康診断はもちろんのこと、日々のバイタルチェックによる利用者の健康状態の把握に努め、常に看護職員等と連絡・相談を密にし、異変時には指示を仰ぎ速やかに対応する。また、室温や湿度、換気、衣類等の管理を徹底し、疾病の予防や蔓延の抑制を行うと共に、予防接種等感染予防についても対策（家族との面接制限含む）も講ずる。

D. 看護サービスと業務計画

1 方針

- ① 早期発見・早期治療
- ② インフォームドコンセントの徹底
- ③ 緩和ケアの推進
- ④ 緊急時の迅速対応
- ⑤ 看取りケアとグリーフケアの推進
- ⑥ 嘱託医・協力病院・協力歯科・その他外部医療機関との連絡調整・連携強化
- ⑦ 施設内研修及びたんの吸引等技術指導の推進
- ⑧ 必要な書類・記録を作成及び整備
- ⑨ 看護職員間及び介護職員をはじめ他の職種との連携の強化

2 業務計画

年 間	月 間 業 務	週 間 業 務
4月 健康診断(入所者)	① 血中酸素濃度測定（全入所者） ② 血圧、体重測定（全入所者） ③ 点滴・採血・膀胱記録のまとめ ④ 諸記録・帳簿の整理（検温・処置・指示受け等） ⑤ 検査データのまとめ ⑥ 看護勤務表の作成 ⑦ 会議・委員会への参加	① デンタル・ケア対応 ② オートクレーブの洗浄（水） ③ 排水口の消毒（水） ④ 医薬品・物品の在庫確認・点検及び発注 ⑤ 医療廃棄物処理 ⑥ 処方内容の把握と定期薬の整理 ⑦ 入退去者やショートステイ利用者の把握
5月 健康診断(職員)		
9月 健康診断(入所者)		
10月 健康診断(夜勤者)		
11月 インフルエンザ 予防接種(入所者・全職員)		
利用者の健康管理簿の作成と整理		

E. 推進体制について

1) 職員の研修

- ①会計について
- ②介護技術について
- ③介護関連の法律、制度について－成年後見制度、虐待防止法、マイナンバー制度等
- ④各種ハラスメントについて
- ⑤メンタルケアについて

2) 職員管理について

- ①健康診断の推進
- ②メンタルチェックの推進

3) 種別委員会の開催

利用者が安全で安心した生活を過ごせるよう、多角的な観点から課題の分析・改善についての検討を行う。また、業務の標準化、質の向上を図るためマニュアルの整備・職員研修に努める。

委員会名	開催時期	内容	構成
事故発生防止	6. 8. 11月	事故の予防、事故後の対応	医療、介護、相談、事務、在宅
感染対策	4. 7. 1月	感染症の予防及び蔓延防止対策	医療、介護、相談、事務、在宅
褥瘡発生予防	9. 3月	褥瘡の予防と処置	医療、介護、相談、事務、在宅
身体拘束廃止	6. 2月	身体拘束とその予防	医療、介護、相談、事務、在宅
防災/災害対策	6. 12月	自然災害、人為災害に対するリスクマネジメント、訓練	医療、介護、相談、事務、在宅
苦情解決	7. 1月	苦情の予防、対応	医療、介護、相談、事務、在宅
行事/広報	4. 8. 2月	プログラムの開発及び広報	医療、介護、相談、事務、在宅
環境整備	2ヶ月毎	生活環境の整備	医療、介護、相談、事務、在宅
入所判定/受入	毎月	新規入所者・希望社に対する検討	医療、介護、相談

4) 連絡会議等の開催

会議名	開催時期	内容
主任者	毎月	事業所間の連携確認
給食	毎月	利用者への食事についての検討
新) 人材育成	四半期に1回	職員の能力、希望に合った研修プログラムの検討 例) 100日プログラム
新) 処遇検討	四半期に1回	利用者に対する a 不適切な処遇が行われていないか検討すると共に、b 適切な処遇についての共有、標準化を図る

5) 地域との連携・交流

炊き出し訓練－自治会、自主防災組織、民児協、高齢者クラブ、日赤奉仕団と協働避難所体験

Ⅱ 指定短期入所生活介護事業所 事業計画

運営方針

在宅の要介護・要支援状態にある高齢者、またその家族が、短期入所サービスを利用することで、在宅介護の身体的及び精神的負担を軽くし、日常生活が快適に送れるように支援を行う。利用ニーズに対しては、一泊から数ヶ月の利用まで弾力的に対応し、利用者や家族に安心感や信頼感を持って頂けるよう良質なサービス及びケアの提供に努める。

また、介護支援専門員との連携を図り、近隣の事業所ともスムーズに利用できるネットワークを構築し、利用希望者に対し、弾力的に対応していきたい。

(1) 介護サービス計画

連続して4日以上利用される方に対し、居宅介護支援専門員のケアプランに沿って、利用時における問題点を明確にし、利用中におけるサービス及び安定した状態で在宅へ戻る事が出来るよう、次の事項に配慮しつつ個別短期入所生活介護計画書を作成する。

- ① 個別ケアが実施できるよう、居室や介護機器等ハード面の整備、人員の体制の強化を図る。
- ② 利用日、送迎時間、緊急利用の希望等、個人のニーズに対応できる柔軟な体制の整備を図る。
- ③ 在宅生活に活用できるよう利用期間中の状態や処遇経過については随時家族に報告する。

(2) サービス提供

- ① 各個人の残存能力に見合った介護サービス、レクリエーションを提供し、ADL（日常生活動作）の向上に努める。
- ② 居室の環境（室温、湿度、採光、ベッドの向き、カーテン等）整備に配慮する。
- ③ 健康管理および緊急時対応
利用者に対してバイタルのチェックはもちろんのこと、室温や湿度、衣類等の管理にも配慮し、疾病の予防を行うと共に、日常の健康管理に努める。
- ④ 利用者毎に嗜好やアレルギーに配慮したおいしくかつ適切な食事の提供に努める。

(3) サービス提供に係る配慮事項

- ① 個人情報、プライバシーの保護に努める。
- ② 苦情相談／処理に努める。

契約時に当施設のサービス内容等について、利用者や家族に十分説明を行い、誤解や錯誤から生じる苦情を未然に防止する。また、苦情に対しては相談窓口や担当者、責任者を明確に示し、的確にかつ迅速な対応に努める。

- ③ 他職種及び他機関との連携

担当介護支援専門員に対し、普段から状態について報告を行うなどし、情報を共有しておく。異常時は迅速に医師（かかりつけ医）に連絡・相談のうえ指示を受け、必要に応じ受診等行うなどの的確な対応に努める。

Ⅲ 指定通所介護事業所 事業計画

運営方針

在宅高齢者がその有する能力を生かしながら自立した在宅生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持・向上を図るとともに、その家族の心身的・精神的な負担の軽減につなげることを目的とする。

また、介護予防の観点から、閉じこもり予防、栄養状態の改善、口腔機能改善につながる支援を中心としたサービスを提供すると共に、中重度のケアが必要な方や認知症の方においてもできるだけ、在宅での生活が安心して快適に続けられるよう、専門性に裏打ちされた個別支援を行う。

(1) 個別処遇プラン

身体的、精神的状態を見極めながら、個別性を重視した処遇プランを策定する。また、効果測定、評価を的確、適正に行い、他機関との情報の交換や共有化を十分に図り、連携強化に努め、個人の状態の変化に的確に対応できるよう取り組みたい。

また、在宅生活が基本であるとの観点から、できうる限り、利用者等の家庭環境を含めた事情に配慮し、送迎など必要な提供内容を計画・実施するよう努めたい。

(2) サービス内容

ケアプラン・個別処遇プランに基づき、日常生活動作（ADL）の維持、向上のための訓練を中心に、入浴・身体清潔、排泄の介助提供を心掛け、利用者の健康の維持・増進に努める。この他、口腔機能向上が必要な方に対してサービスを提供できる体制を整え、予防事業においても、口腔機能向上、レクリエーションの充実を図り、利用者毎に応じたサービスを提供できる体制を整えたい。

また、食事については昼食のみの一食の提供となるが、利用者の状態に合ったメニューを工夫し、日々の食事の充実を図る。

一方、季節を体感できる行事や地域と交流のできるように、かつ年間を通して張りのある生活が送れるような行事を企画し、「楽しい日」を演出したい。

【日中サービスと年間行事計画】

日中サービスにおいては、個人の残存機能に合わせた援助ができるよう、運動系のサービス（体操やゲーム）や作業系のサービス（塗り絵や手芸）を実施する。

内容予定			
4月	外出（桜花見）	10月	外出
5月	外出	11月	おやつ作り
6月	慰問	12月	クリスマス会
7月	夏祭り	1月	初詣
8月	外出	2月	おやつ作り
9月	敬老会	3月	慰問

- ・体 操 : 口腔体操や音楽に合わせて体を動かす(毎日)
- ・塗り絵・貼り絵: 季節感を考慮して題材を立案(随時)
- ・ボランティア等受入: 朗読「やまびこ会」(隔月)・徳大口腔ケア(年5回程度)
散髪・移動スーパー、阿波踊りなど(随時)
- ・地域貢献 : 板野町主催いきいき教室『まちかどサロン』事業
体操指導者として派遣(年6回)

(3) 施設設備管理

施設設備(エアコン、ボイラー、浴槽等)については経年劣化が認められるため、メンテナンス契約による保守管理を徹底し、車輛については、毎日の送迎に使用する頻度の高い性質上、法定点検・整備については随時対応するよう努めたい。

また、衛生管理についても浴槽の水質検査等の管理だけでなく、電気や水の使用量等にもチェックをかけ、利用者の安全な利用に資するとともに、園庭や部屋の清掃等環境美化にも努めていきたい。

(4) 職員の資質の向上—研修会等の実施

- ① 研修に積極的に参加し、知識・技術の修得に努め、職員全員での共有を深める。
- ② 月1回、事業所内で会議を行い、実施内容の反省、次回の予定の確認や検討を行い、安全で快適なサービスを提供につなげる。
- ③ 事業所内での勉強会を月1回実施、定期的な施設内研修に参加し、技術向上に努める。

内 容 予 定			
4 月	緊急時の対応について	10 月	口腔ケアについて
5 月	排泄について	11 月	認知症について
6 月	入浴について	12 月	業務について
7 月	送迎について	1 月	高齢者について
8 月	食事について	2 月	レクリエーションについて
9 月	移動について	3 月	ヒヤリハットについて

(5) 苦情処理

利用者からの苦情に対しては、日頃から苦情の言いやすい環境を醸成し、苦情受付窓口を明らかにすると共に、マニュアルに沿った丁寧な対応に心がけ、迅速かつ的確な処理を行う。

(6) 緊急時や非常時の対応

- ① ヒヤリハット事例の集積と分析を行い、リスクを回避、予防する。
- ② 緊急対応マニュアルを整備・見直しをし、的確な対応ができるよう訓練する。

IV 指定訪問介護事業所 事業計画

運営方針

要介護状態にある方や要支援の状態にある方に対し、個別支援計画に基づいて計画的にヘルパーの派遣サービスを提供することにより、在宅での生活状態の維持、改善を目指す。

特に、本法人の運営する障がい者通所施設マザーグースの家の利用者についても、障がい福祉の理解を深め、障がい者の生活を援助できる体制を整え、サービスの展開を図る。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、日常生活の自立に向けての支援という視点を踏まえつつ、総合的なサービスを提供する。

(1) 訪問介護サービス計画／予防訪問介護サービス計画の策定

利用者の希望を尊重しつつ、家庭生活の質の向上を目指した援助ができるよう社会資源の活用を織り込んだ計画づくりを行う。

(2) サービス内容

それぞれの家庭の状況や生活信条に配慮し、コミュニケーションに努め、ニーズの把握をしながら個別支援計画に基づき、つぎのサービスを提供し、身体機能やADL機能の維持向上を図る。特に、障がい者にとっては、社会参加に繋がるよう外出の支援、通院の支援等を積極的に展開する。

- ① 身体介護
- ② 生活援助
- ③ ①+②の混合型
- ④ 居宅介護(身体介護、生活介護、家事援助)
- ⑤ 重度訪問介護
- ⑥ 通院等乗降介助、通院介助

※④⑤は障害者総合支援法における、訪問介護の内容

(3) 苦情処理対応

利用者からの苦情に対しては、苦情受付窓口を明らかにし、傾聴を心掛け、丁寧かつ、迅速な対応に努める。特に日頃から利用者との信頼関係を構築し、利用者のニーズに沿った満足度の高い良質のサービス提供に努め、苦情の予防を図りたい。

(4) 緊急時の対応

災害・事故等緊急時にはマニュアルに基づき、迅速かつ的確な対応を行う。在宅への支援については、利用者の身体状態、立地環境等個々に条件が異なることから、初回訪問時に緊急時の連絡先の確認や避難ルートの確認等を行い、的確なスムーズな対応を図りたい。

(5) 職員研修

職員の資質向上のため、施設外研修に参加すると共に事業所内で行うつぎの年間研修計画に沿った研修を行うことで知識・技術の取得に努める。特に、他の職種との合同的研修により、多角的な視点を持てるよう内容、方法を工夫する。

時期	内容	備考
4月	接遇、利用者への接し方について	
5月	介護計画の確認、業務の統一について	
6月	個人情報保護について	
7月	調理実習	
8月	道路交通法について	
9月	緊急時の介護について	
10月	自立支援法について	
11月	社会資源について	
12月	調理実習	
1月	精神疾患について	
2月	感染症について	
3月	介護保険制度について	

(6) その他

- ・ヒヤリハットの事例集積と事故の検証を行い、事故防止のためのマニュアルを作成する。
- ・交通法規を遵守し、移動中や買物支援時の安全確認をきちんと行い、事故をおこさない様日頃から十分に気を付ける。
- ・業務マニュアルの見直しを行い、サービス水準の引き上げと、誰でもが一定のレベルのサービスの提供ができるよう標準化に努めたい。